

このパンフレットを開く前にご確認ください

ご契約のお申込に際してご確認ください

- このパンフレットは、少額短期保険による無配当1年定期医療保険（一部の保障プランは生命保険特約つき）のご案内資料です。 ※ 終身型の保険や、所得補償保険などのご案内していません。
- お求めになっている保険との合致を確認するため、まずは同封の「医療保険ご契約申込書」に記載されている「意向把握確認欄」をご確認（ご記入）ください。お求めになっている保険と合致していることを確認された後に、このパンフレットでご検討ください。
- ご契約のお申し込みの際は、重要事項説明書（P.3～P.6）を十分にお読みください。
※ 特に「4. 給付金が支払われないケース・お支払いが減額となるケース、お支払い回数の制限等」（P.3）など、お客様にとって不利益な情報が記載された部分をお読みになることは重要です。
- 他の保険からこの保険に乗り換える場合、お客様に不利益が生じる可能性があります。保障内容・保障条件等を十分にご確認ください。

ほ ど ほ ど の 医 療 保 険

無配当1年定期医療保険（一部の保障プランは生命保険特約つき）

■ 保険商品のご案内

■ 重要事項説明書

ご契約の概要・注意喚起情報

個人情報保護方針

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項

募集会社・引受会社

LASHIC少額短期保険株式会社

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目1番11号 青山SIビル4階
TEL 03-6712-6436 FAX 03-6712-6437

プランごとの保障内容(概要)と保険料 お申込に際しては「重要事項説明書」も必ずお読み下さい。

医療保険分野の給付金は、一の保険期間に80万円のお支払が限度となります。

新規・更新ともお取り扱い		シンプル1型プラン		シンプル2型プラン		シンプル2.5型プラン		シンプル3型プラン		
入院給付金 入 院 (1～60日目)		日額 5 千円		日額 1 万円		日額 5 千円		日額 1 万円		
退院後ケア給付金 退 院		1 万円		2 万円		1 万円		2 万円		
手術給付金 特 定 の 手 術		3 万円		6 万円		3 万円		6 万円		
死亡・重度障害保険金 病気などによる死亡・重度障害						100万円		100万円		
傷害死亡・特定重度障害保険金 不慮の事故による死亡・重度障害						200万円		200万円		
		月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	月 払	年 払	
保険料 男女同額 ※ 毎年の年齢に応じた 保険料が適用されます。	保障開始の日・更新日の満年齢	5～19歳	¥500	¥5,800	¥1,000	¥11,600	¥700	¥8,200	¥1,200	¥14,000
		20～24歳	¥600	¥6,900	¥1,200	¥13,800	¥800	¥9,300	¥1,400	¥16,200
		25～29歳	¥800	¥9,200	¥1,600	¥18,400	¥1,000	¥11,600	¥1,800	¥20,800
		30～34歳	¥900	¥10,400	¥1,800	¥20,800	¥1,100	¥12,800	¥2,000	¥23,200
		35～39歳	¥900	¥10,400	¥1,800	¥20,800	¥1,100	¥12,800	¥2,000	¥23,200
		40～44歳	¥900	¥10,400	¥1,800	¥20,800	¥1,300	¥15,000	¥2,200	¥25,400
		45～49歳	¥1,000	¥11,500	¥2,000	¥23,000	¥1,600	¥18,500	¥2,600	¥30,000
		50～54歳	¥1,200	¥13,800	¥2,400	¥27,600	¥2,000	¥23,000	¥3,200	¥36,800
		55～59歳	¥1,300	¥15,000	¥2,600	¥30,000	¥2,300	¥26,600	¥3,600	¥41,600
		60～64歳	¥1,800	¥20,700	¥3,600	¥41,400	¥3,400	¥39,100	¥5,200	¥59,800
		65～69歳	¥2,400	¥27,600	¥4,800	¥55,200	¥4,400	¥50,600	¥6,800	¥78,200

更新のみお取り扱い		シニアプラン		シニアプラン2型	
入院給付金 入院(1～60日目)		日額 2 千円		日額 4 千円	
退院後ケア給付金 退院		4 千円		8 千円	
手術給付金 特定の手術		1 万 2 千円		2 万 4 千円	
		年払		年払	
保険料 男女同額	更新日の満年齢	70～74歳	¥16,000	¥32,000	
		75～79歳	¥22,800	¥45,600	
		80～84歳	¥30,000	¥60,000	

■ 保険期間 : 1 年間 (自動更新制)

■ 保険料の払込方法 :

[年 払] 口座振替 または
クレジットカード払

[月 払] 口座振替

■ ご年齢に応じた保険料の適用 :
ご契約時にはご契約時の、それ以降は毎年の更新日の満年齢に応じた保険料が適用されます。
(基本的には5歳刻み)

■ 給付金・保険金のお支払要件(概要) :

[医療保険] 保障開始後に発生した病気やケガの治療を目的とした、保険期間中の入院や手術に対して所定の給付金をお支払します。

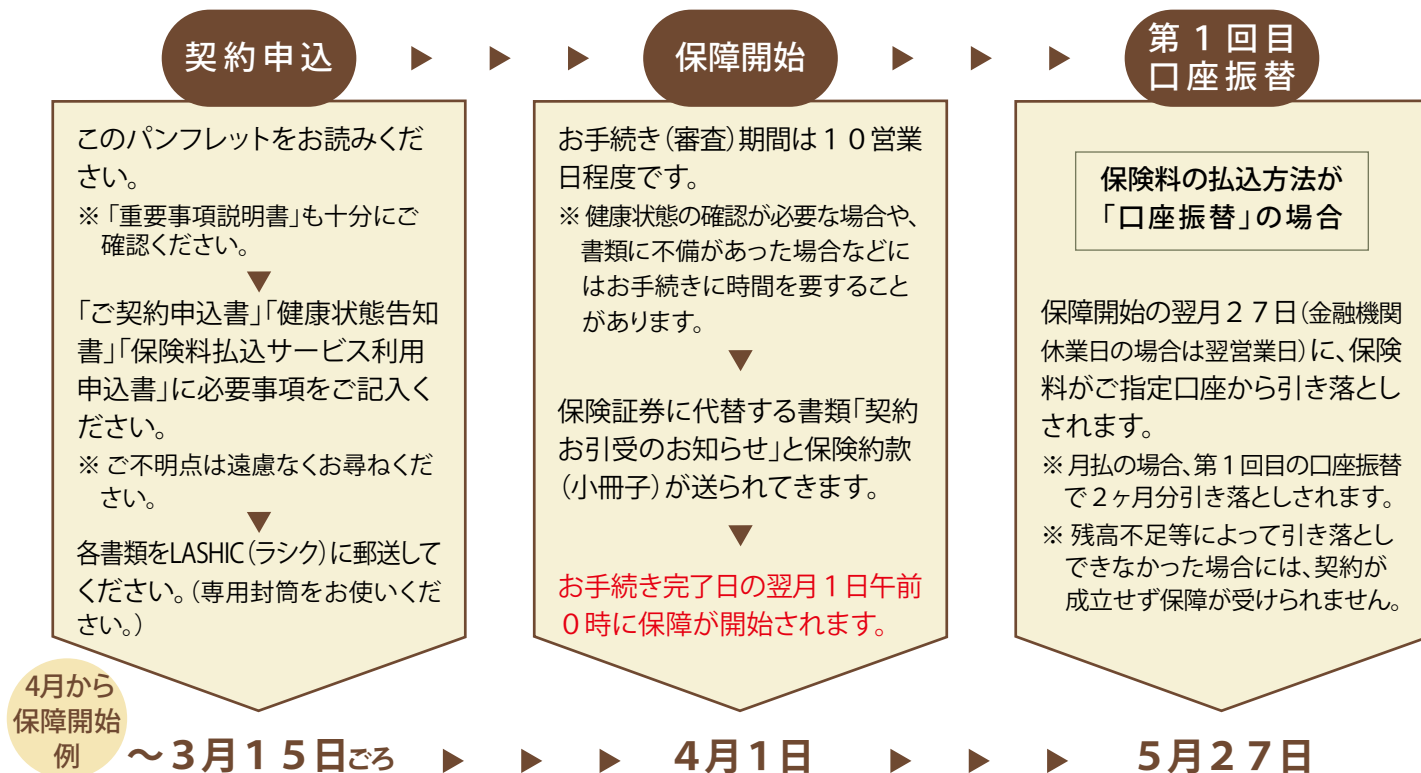
[生命保険 (特約)] 保障開始後に発生した病気や事故による保険期間中の死亡、または重度障害に対して所定の保険金をお支払します。

※ 免責事由 (お支払できないケース) 等については、重要事項説明書で十分にご確認ください。

■ 保障の対象 (被保険者) になることができる方 :

- 契約日において日本国内に在住する方で、責任開始日 (または更新日) における満年齢が各保障プランの受付範囲の方。
- ただし以下に該当する方はご契約できません。
 - ① 現在入院中の方、現在妊娠中の方、② 入院や手術、診断確定のための検査受診などを勧められている方・予定されている方、③ すでに当社少額短期保険の被保険者となっている方、④ 暴力団や反社会的勢力とされる団体に所属している方や関わりのある方
- その他、被保険者となる方のご健康状態 (現在に至る傷病歴等) によっては、保障プランの選択が制限されることや、ご契約できないことがあります。

ご契約お申込～保障開始までの流れ



持病のある方や、過去に病気やケガをされた方のご契約について

- ご病気のある方を含め、どなたでもご加入いただけるよう努めています。

ただしご入院中の方は退院後、妊娠中の方はご出産後にお申込ください。また、何らかの症状があつて確定診断を得ていない方や、検査数値の異常が指摘されている方は、確定診断を得てからお申込ください。

※ この説明にかかわらず、ご健康状態等によっては、一部保障プランの選択が制限されることや、ご契約できないことがあります。

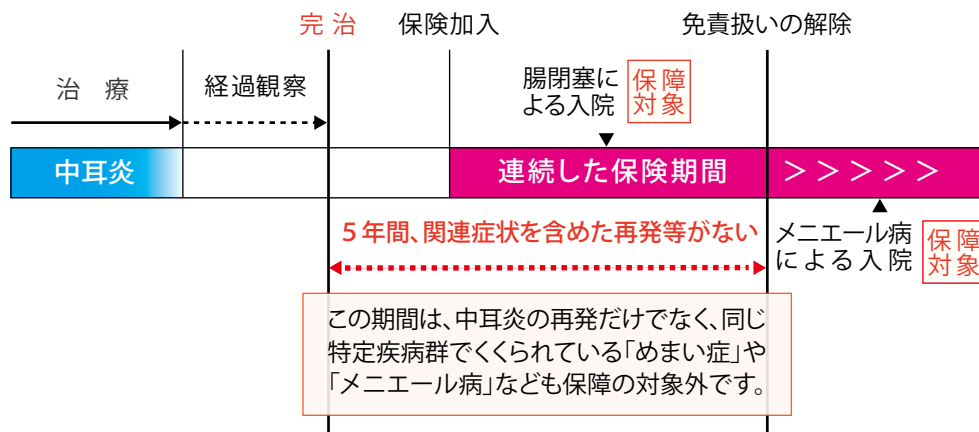
- 保障開始前に発生したご病気等は、保障対象外となります。

ただし、これらのご病気等については、医師より完治を告げられてから5年を経過し、その間に再発等がなければ保障の対象となります。

※ 告知されたご病気等と関連性のある病気や、同じ「特定疾病群」(重要事項説明書に掲載)でくられた病気等も同じ扱いとなります。

保障のお取り扱い例

* 中耳炎が既往症の場合



医療保険（生命保険特約）重要事項説明書

（ご契約の概要・注意喚起情報／個人情報保護方針／反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項）

【凡例】 無印・・・各保険に共通適用／♠・・・医療保険に適用／♣・・・生命保険に適用

1. この書類について【ご契約の概要・注意喚起情報】

- この書類は、保険契約に関する重要事項の説明文書です。ご契約のお申込に際して必ずお読みください。
- この書類は、ご契約をお申込されるか否かを判断する上で必要だと考えられる契約上の主要な情報を掲載しています。（詳細なご契約条件は保険約款に掲載されていますが、保険約款はご契約のお申込を受付した後にお送りしています。事前に詳細な条件の確認を希望される方は、弊社募集代理店または弊社にその旨をお申しつけ下さい。）
- この書類は、主に「ご契約の概要」「注意喚起情報」「個人情報保護方針」の3要素で構成されています。「ご契約の概要」は、ご契約をお申込される際に理解していただきたい事項のご説明です。「注意喚起情報」は、お客様として思わぬ不利益が生じかねないことなど、特にご確認いただきたい事項のご説明です。このほか、ご契約に際して同意していただくことが必要となる「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項」も掲載されていますので、必ずご確認ください。

2. この保険の仕組み【ご契約の概要】

- LASHIC（ラシク）の医療保険商品は、複数の保険（保障）の組み合わせによる「保障プラン」の単位で取り扱われます。具体的には、入院や手術の保障など（医療保険分野）、死亡や重度障害の保障など（生命保険分野、他）の、一部または全部の組み合わせとなります。
- ※ 募集経路（ご案内する団体等）によって保障プランのお取扱いが異なります。
- 各保障プランの保障内容（保険の組み合わせ）は、パンフレットでご確認ください。

保険名	保険分野	契約の種類
医療保険	医療保険分野	主契約
生命保険	生命保険分野、他	特約

3. 保障の内容（お支払事由、給付金額）【ご契約の概要】 ※ 給付金額（日額）・保険金額、給付限度日数はパンフレットでご確認下さい。

	給付金・保険金	給付金のお支払事由	給付金額・保険金額
医療保険 （主契約）	A 入院給付金	被保険者（保障の対象となる方）が、責任開始日以降に発生した傷病の治療を目的として、保険期間中に、日本国内の病院において入院した場合。	入院給付日額 × 入院日数
	B 手術給付金	被保険者が、責任開始日以降に発生した傷病の治療を目的として、保険期間中に、日本国内の病院において所定の手術（→別表1）を受けた場合。	入院給付日額の6倍額
	C 退院後ケア給付金	被保険者が、入院給付金の支払対象となる入院を終え、退院した場合。	入院給付日額の2倍額
生命保険 （特約）	D 死亡・重度障害保険金	被保険者が、保険期間内に死亡した場合、または重度障害状態*となった場合 [不慮の事故**要因以外] * この保険における重度障害：労働災害保険の障害等級1～2級、または介護保険の要介護認定4～5に該当・相当する場合（→別表4） ** 不慮の事故：偶然かつ外来かつ急激に発生した事故（によるケガ）	死亡保険金額
	E 傷害死亡・特定重度障害保険金	被保険者が、保険期間内に死亡した場合、または重度障害状態となった場合 [不慮の事故要因]	死亡保険金額の2倍額

4. 給付金が支払われないケース・お支払いが減額となるケース、お支払い回数の制限等【ご契約の概要】【注意喚起情報】

免責事項	故意または重大な過失／配偶者・親族・同居人からの暴行や犯罪行為による傷病／精神障害、その他発作症状に起因する傷病／無免許運転中に生じた事故／酒気帯び運転・酒酔い運転中に生じた事故／危険性の高い職業（→別表2）に従事していたこと、または危険性の高いスポーツ（→別表3）を行っていたことによる傷病／薬物依存に起因する傷病／酩酊・多幸感・幻覚をもたらす薬物（アルコールを含む）を摂取したことによる傷病／戦争・事変・暴動、地震・噴火・津波の事故・災害に伴う傷病および原子力施設内で働いたことのある人の原子力の事故・災害に伴う傷病／腰痛・背痛、腰椎捻挫等（いわゆる「ぎっくり腰」）、頸椎捻挫・外傷性頸部症候群等（いわゆる「むち打ち症」） ※ レントゲン・CT等による他覚的症狀が認められるものを除く。♠／自殺（初回契約の責任開始日より3年間免責）♣	給付金・保険金のお支払対象外
	発生を自覚した時期や受診歴の有無にかかわらず、新規契約における責任開始日の前日から過去5年間に発生していた傷病（経過観察中の状態も含む）の症状悪化または再発、それらと医学的に重要な関係のある傷病、それらと同じ特定疾病群（→別表5）の傷病（医学的見地から関係がまったくない場合を除く）／受診歴の有無にかかわらず、新規契約における責任開始日の前日から過去3ヶ月間に生じていた症状や発症部位に関する傷病／発生を自覚した時期や受診歴の有無にかかわらず、新規契約における責任開始日の前日から過去2年間に受診した健康診断で異常を指摘された部位・機能に関する傷病／発生を自覚した時期や受診歴の有無にかかわらず、新規契約における責任開始日より前に発生していた身体障害の加重や身体障害による傷病	給付金・保険金のお支払対象外 （ただし、その傷病が完治してから、または異常が存在しないことの診断を得てから5年以上を経過し、その間に関連症状の発生や再発等がなければ、給付金のお支払対象となります。）
お支払制限・その他	医療保険のみ適用	
	切迫流産・切迫早産、その他ご妊娠やご出産に伴うご病気によるもの（流産や早産のおそれ、および異常妊娠等）	要因にかかわらずお支払は通算で1回まで
	インフルエンザ感染症等（伝染性感染症等）によるもの	感染の拡大防止を目的とした入院期間はお支払対象外
	医療保険分野の各給付金の支払合計額が、保険期間をまたぐ通算で80万円に達した場合	保険契約が終了する
	入院給付金、手術給付金、退院後ケア給付金の支払回数	3回まで
♠	1 保険期間の、医療保険分野の給付金の支払合計額	80万円まで
	適応障害／不定愁訴の症状・客観的所見に乏しい体調不良、更年期障害等	1回の保険事故につきお支払は30日まで

重要事項説明書（ご契約の概要・注意喚起情報）

5. 責任開始日、契約日、保険期間、契約の成立、および契約更新に関する事項 【ご契約の概要】【注意喚起情報】

- 当社が当月1日から末日までに保険契約の申込を受けその申込を承諾したときは、承諾した日の属する月の翌月1日午前0時に当社の保険責任を開始し、保険期間は責任開始日から1年間です。
- 当社が申込を承諾した場合、保険契約内容を記載した引受通知書を保険契約者に送付します。
なお、引受通知書の発信をもって、保険契約が成立するものとします。
- 保険契約者からの不継続の申し出がない限り、契約日の1年後の応当日を更新日として自動的に契約更新されます。ただし、更新日における被保険者の満年齢が当該契約（保障プラン）の引受範囲でない場合には契約更新が取り扱われません。（各保障プランには被保険者の年齢範囲が設けられています。パンフレットでご確認ください。）

6. 保険料の金額、払込方法、払込期日、払込猶予期間、および失効に関する事項 【ご契約の概要】【注意喚起情報】

- 保険料は、契約日または更新日における被保険者の満年齢に応じた金額が適用されます。なお保険料が見直される場合には、原則として契約更新のタイミングで新たな保険料が適用されます。
- 保険料の割増・割引はありません。
- 保険料の払込方法は、口座振替（年払・月払）、クレジットカード払（年払）、または団体集金（給与からの控除、月払 ※ 提携団体のみとなります。）
なお、募集経路（ご案内する団体等）によって保険料の払込方法のお取り扱いが異なります。パンフレットでご確認ください。
- 保険料の払込期日は、責任開始日（更新契約における毎年の応当日を含みます。）の前日となります。ただし口座振替の場合には当社指定の口座振替日を払込期日とします。
- 保険料が払込期日までに払い込まなかった場合の払込猶予期間は、払込期日の翌月末となります。払込猶予期間に所定の保険料が払い込まなかった場合には、その期間の最終日の翌月1日をもって保険契約は失効します。なお、契約失効後の復活は取り扱われません。

〔クレジットカード払のお取り扱いについて〕（補足）

- 当該クレジットカードの有効性や利用限度枠内であること等の確認（以下、「カード決済」といいます。）が行われた日を払込日とみなします。
- 責任開始日・更新日の属する月の前月にカード決済が行われます。
- 更新契約のカード決済においてカードの有効性や利用限度枠内であること等が確認できなかった場合には、翌月の末日までに当社指定の金融機関口座に振り込んでください。期日まで保険料の全額が払い込まれない場合には、その翌月の1日に契約が失効します。
- カード会社からの請求日・口座振替日は、ご加入のカード会社にお尋ねください。

〔口座振替のお取り扱いについて〕（補足）

- 口座振替日は毎月27日（金融機関休業の日は翌営業日）です。この日に保険契約者が指定した口座より保険料が引き落としされます。
- 新規契約の1回目の口座振替は、責任開始日の属する月の翌月の口座振替日に行われます。（月払は最初の2ヶ月分が合算請求されます。）
※ 新規契約の1回目の口座振替ができなかった場合には再振替は行われず、当該保険契約は契約日に遡って不成立となります。
それ以降の口座振替は、年払については更新日の属する月の口座振替日に、月払については保障される当月の口座振替日に行われます。
- 預金残高の不足等により口座振替ができなかった場合には、翌月に再振替となります。再振替もできなかった場合には、その翌月の1日をもって保険契約が失効します。

7. 告知義務、および通知義務 【注意喚起情報】

- ご契約申込時には、被保険者となる方の健康状態など弊社が告知を求めた事項について、事実をありのままに告知していただくことが必要です。事実が告げられていない場合や事実と異なることが告げられていた場合には、給付金・保険金が支払われないことがあります。また、故意または重大な過失によって不正な告知となっていた場合には、契約が解除されます。
- 以下に該当する事実が生じた場合には、当社に通知してください。必要な通知がなされなかったことで生じたお客様の不利益は、当社として責任を負いかねます。 保険契約者の変更 / 保険契約者・被保険者の改姓名や住所・連絡先の変更 / 保険料の払込に使用するクレジットカードや振替口座の変更 / 死亡保険金受取人の変更 ♣

8. 特別解除について 【注意喚起情報】

- 保険契約者、被保険者、給付金・保険金受取人が下記のいずれかに該当することが判明した場合には、保険契約が解除されることや、給付金・保険金が支払われないことがあります。

① 反社会的勢力に該当すると認められる場合 / ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合 / ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合 / ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる場合 / ⑤ その他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められた場合 / ⑥ 給付金・保険金の請求にかかわらず、他の保険契約との重複によって被保険者にかかる給付金・保険金の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する恐れのある場合。

※ ここでいう反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業など、暴力、威力や詐欺的手法によって経済的利益を追求する集団または個人をいいます。

9. 配当金、解約返戻金に関する事項 【ご契約の概要】

- 配当金は支払われません。
- 解約に伴い未経過となる保険期間の保険料が払い込まれていれば、所定の計算方法により解約返戻金が支払われます。（年払の場合）

10. クーリング・オフについて 【注意喚起情報】

- ご契約お申込後の撤回（クーリング・オフ）はできません。

11. 少額短期保険業者の引受制限 【注意喚起情報】

- 少額短期保険は、法令により一被保険者に対する保険金額について1,000万円（低発生率保険については別枠で1,000万円）を上限とする引受制限があります。さらに、いわゆる医療保険分野は80万円を限度とするなど、保険分野ごとの引受制限が設けられています。また一保険契約者に対しても、保険分野ごとの引受限度額の100倍を上限とする引受制限があります。
- このほか、少額短期保険は保険分野ごとの保険期間も制限されており、例えば医療保険分野や生命保険分野では保険期間が1年以内とされています。

12. この保険の収支が悪化した場合、当社の経営に重大な問題が生じた場合の対応 【ご契約の概要】【注意喚起情報】

- この保険の収支等の事情によっては、契約更新のタイミングで保険料を増額、または給付金・保険金額を減額することがあります。また、この保険が不採算となって収支の改善が見込めない場合には、この保険の販売と更新を取り扱わなくなることがあります。
- 給付金・保険金のお支払事由があらかじめ見込まれていた水準を大きく上回って発生し、更新時の対応では収支の改善が見込めない場合には、当社は、保険期間中でも保険料を増額することや給付金・保険金のお支払額を減らすことがあります。
- 一時に多くのお支払事由が発生し、この保険の基礎計算に重大な影響が及ぶことで保険運営にも重大な影響が生じた場合には、当社は給付金・保険金のお支払額を減らすことがあります。
- 当社が経営破綻した場合には、生命（損害）保険契約者保護機構（セイフティネット）による資金援助や保護を受けられません。また、保険業法第270条の3第2項第1号の「補償対象契約」にも該当しません。なお、弊社は事業の規模に応じた営業保証金を国に供託することで、万が一の際の備えとしています。

13. 苦情や相談の窓口（手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関の商号または名称） 【注意喚起情報】

- 当社の募集・運営に関する苦情、給付金・保険金のお支払に対する異議申し立て等は、当社（Tel.03-6712-6436 月～金曜日 ※ 祝日、および年末年始を除く 9:00～17:00 / Fax.03-6712-6437）で受付します。なお、弊社はコンプライアンス委員会を設置しており、これらお申し出に対する対応や判断について審議・検証をしています。
- 当社との間で生じた問題が解決しない場合には、裁判外での紛争解決を目的とした指定紛争解決機関（金融ADR）の「少額短期ほけん相談室」（一般社団法人日本少額短期保険協会 Tel.0120-82-1144 月～金曜日 ※ 祝日、および年末年始を除く 9:00～12:00・13:00～17:00 / Fax.03-3297-0755）を利用することができます。

重要事項説明書 (ご契約の概要・注意喚起情報)

別表 1 (対象となる手術)

[1] 植皮術 (25cm2未満を除く) [2] 乳房切断術 [3] 骨移植術 (抜釘術を除く、以下13番まで同様) [4] 骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開を除く) [5] 頭蓋骨親血手術 (鼻骨・鼻中隔を除く) [6] 鼻骨親血手術 (鼻中隔湾曲症手術を除く) [7] 上顎骨・下顎骨・顎関節親血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除く) [8] 脊椎・骨盤親血手術 [9] 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨親血手術 [10] 四肢切断術 (手指・足指を除く) [11] 切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの) [12] 四肢骨・四肢関節親血手術 (手指・足指を除く) [13] 筋・腱・靱帯親血手術 (手指・足指を除く、筋・腱・靱帯・粘液腫手術を除く) [14] 慢性副鼻腔炎根本手術 [15] 喉頭全摘除術 [16] 気管・気管支・肺・胸膜手術 (開胸術を伴うもの) [17] 胸郭形成術 [18] 縦隔腫瘍摘出術 [19] 親血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く) [20] 静脈瘤根本手術 [21] 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸・開腹術を伴うもの) [22] 心膜切開・縫合術 [23] 直視下心臓内手術 [24] 体内用ペースメーカー埋込術 [25] 脾摘除術 [26] 耳下腺腫瘍摘出術 [27] 顎下腺腫瘍摘出術 [28] 食道離断術 [29] 胃切除術 [30] その他の胃・食道手術 (開胸・開腹術を伴うもの) [31] 腹膜炎手術 [32] 肝臓・胆嚢・胆道・すい臓親血手術 [33] ヘルニア根本手術 [34] 虫垂切除術・盲腸縫縮術 [35] 直腸脱根本手術 [36] その他の腸・腸間膜手術 (開腹術を伴うもの) [37] 痔瘻・脱肛・痔核根本手術 (根治を目的としたもので、処置・単なる痔核の手術を除く) [38] 腎移植手術 (受容者に限る) [39] 腎臓・腎盂・尿管・膀胱親血手術 (経尿道的操作を除く) [40] 尿道狭窄親血手術 (経尿道的操作を除く) [41] 尿瘻閉鎖親血手術 (経尿道的操作を除く) [42] 陰茎切断術 [43] 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術 [44] 陰嚢水腫根本手術 [45] 子宮広汎全摘除術 (単純子宮全摘除術等の子宮全摘除術を除く) [46] 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術 [47] 帝王切開娩出術 [48] 子宮外妊娠手術 [49] 子宮脱・膣脱手術 [50] その他の子宮手術 (子宮頸管ポリリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く) [51] 卵管・卵巣親血手術 (経腔的操作を除く) [52] その他の卵管・卵巣手術 [53] 下垂体腫瘍摘除術 [54] 甲状腺手術 [55] 副腎全摘除術 [56] 頭蓋内親血手術 [57] 神経親血手術 (形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術) [58] 親血的脊髄腫瘍摘出術 [59] 脊髄硬膜内外親血手術 [60] 眼瞼下垂症手術 [61] 涙小管形成術 [62] 涙嚢鼻腔吻合術 [63] 結膜嚢形成術 [64] 角膜移植術 [65] 親血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術 [66] 虹彩前後癒着剥離術 [67] 緑内障親血手術 [68] 白内障・水晶体親血手術 [69] 硝子体親血手術 [70] 網膜剥離症手術 [71] レーザー・冷凍凝固による眼球手術 (視力矯正手術を除く) [72] 眼球摘除術・組織充填術 [73] 眼窩腫瘍摘出術 [74] 眼筋移植術 [75] 親血的鼓膜・鼓室形成術 [76] 乳様洞洞開術 [77] 中耳根本手術 [78] 内耳親血手術 [79] 聴神経腫瘍摘出術 [80] 悪性新生物根治手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く) [81] 悪性新生物温熱療法 [82] その他の悪性新生物手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く) [83] 上記以外の開頭術 [84] 上記以外の開胸術 [85] 上記以外の開腹術 [86] 衝撃波による体内結石破砕術 [87] ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術 (検査・処置を除く) [88] 新生物根治放射線照射 (50グレイ以上の照射)

別表 2 (危険性の高い職業)

[1] 鉱業：坑内・坑外作業員 [2] 土石採掘業：石材・土砂採掘作業員 [3] 建設業：土木・建設現場作業員、潜水・潜函・サルベージ等作業員 [4] 職業スポーツ家：プロまたはプロに準ずる立場でスポーツを行っている者 (競輪・競艇の競技者、競馬の騎手、レーサー、テストドライバー、ボクサー、レスラー等) [5] その他専門的職業従事者：戦争カメラマン、山岳・水中カメラマン、スキューバダイビングインストラクター、ライフセーバー、犬訓練師・調教師、馬調教師等 [6] その他販売従事者：鉄砲 (狩猟者を含む)・火薬類を取り扱う者 [7] その他：高所作業員 (3階以上の屋外壁面清掃員、煙突清掃員、送電線架線工等)

別表 3 (危険性の高いスポーツ)

① 山岳登山 (ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をしている間。 ② 自動車、原動機付自転車、モーターボート (水上オートバイを含む)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技・競争・興行 (そのための練習を含む)・テストドライブをしている間。 ③ 航空運送業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機 (グライダーおよび飛行船を除く) の操縦をしている間。

別表 4 (保険の対象となる重度障害の状態)

(1) 重度障害状態とは、次のいずれかに該当する状況をいいます。

- ① 労働者災害補償保険法施行規則 (昭和30年労働省令第22号) 別表 1 に定める第一級または第二級に該当する障害の状態またはこれに相当すると認められる状態
- ② 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査および判定の基準等に関する省令 (平成11年厚生省令第58号) 第1条第1項第4号または第5号の状態に該当する状態

(注) 労働者災害補償保険法施行規則 (昭和30年労働省令第22号) 別表 1 のうち、第一級および第二級の障害

第 1 級	第 2 級
一 両眼が失明したもの	一 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
二 そしゃくおよび言語の機能を廃したもの	二 両眼の視力が0.02以下になったもの
三 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	二の二 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	二の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
五 両上肢をひざ関節以上で失ったもの	三 両上肢を手関節以上で失ったもの
六 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	四 両下肢を足関節以上で失ったもの
七 両上肢の用を全廃したもの	
八 両下肢の用を全廃したもの	
九 両下肢の用を全廃したもの	

(2) 重複障害を受けた場合、第八級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、障害等級の繰上げ認定を行い、重度障害状態とします。

(注) この場合、労働災害補償保険法施行規則 (昭和30年労働省令第22号) 別表 1 に定める等級を適用します。

別表 5 (特定疾病群)

[1] 心筋梗塞、心臓弁膜症、心筋症、心不全、狭心症、先天性心臓病、不整脈、心室細動、冠不全、その他心臓の疾患 [2] 脳卒中 (脳出血・脳血栓・くも膜下出血・脳梗塞・脳塞栓・失語症)、その他脳血管疾患 [3] 高血圧症、低血圧症、動脈硬化症、動脈瘤、静脈瘤、その他循環器系の疾患 [4] 肺性心、肺結核、間質性肺炎、けい肺、じん肺、肺炎、肺化膿症、胸膜炎、自然気胸、肺気腫、膿胸、肺梗塞、肺のう胞、その他肺の疾患 [5] 慢性気管支炎、気管支拡張症、ぜんそく、その他気管・気管支の疾患 [6] 慢性副鼻腔炎 (蓄膿症)、その他鼻の疾患 [7] 咽頭炎、喉頭炎、その他喉の疾患 [8] 食道狭窄、胃腸炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、その他食道・胃・十二指腸の疾患 [9] 潰瘍性大腸炎、クローン病、腹膜炎、大腸炎、腸閉塞、痔、脱肛、鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニア、大腿ヘルニア、その他大腸・小腸の疾患 [10] 食道静脈瘤、肝硬変、急性肝炎、慢性肝炎、A型肝炎、B型肝炎、C型肝炎、肝機能障害、黄だん、その他肝臓の疾患 [11] 胆石、胆のう炎、その他胆のうの疾患 [12] すい炎、その他すい臓の疾患 [13] 口腔・歯・歯肉の支持組織の疾患 [14] 慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症、ネフローゼ、腎性高血圧症、のう胞腎、腎結核、急性腎炎、腎う炎、膀胱炎、尿道炎、その他腎臓・泌尿器の疾患 [15] 腎臓結石、尿路結石、膀胱結石 [16] 前立腺炎、前立腺肥大症、子宮筋腫、子宮内膜炎、子宮腺筋症、子宮頸管炎、卵巣のう腫、その他男性・女性性器の疾患 [17] 乳腺症、乳腺炎、その他乳房の疾患 [18] パセドウ病、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、その他甲状腺の疾患 [19] 糖尿病 [20] 高脂血症、高コレステロール血症 [21] 痛風、高尿酸血症 [22] すべてのがん [23] リウマチ、膠原病、脊椎カリエス、後縦靱帯骨化症、関節炎、骨髄炎 [24] 椎間板ヘルニア、腰痛、その他骨・筋肉系および結合組織の疾患 [25] 慢性中耳炎、中耳炎、メニエール病、めまい、その他耳 (内耳・中耳・外耳・乳様突起) の疾患 [26] 白内障、緑内障、網膜・角膜の病変、その他眼の疾患 [27] 脳炎、脳膜炎、髄膜炎、パーキンソン病、てんかん、その他中枢神経の疾患 [28] 神経痛、神経痛、筋ジストロフィー症、重症筋無力症、自律神経失調症、その他抹消神経の疾患 [29] 異常妊娠、帝王切開、その他の異常分娩 [30] 梅毒、淋病、その他性病 [31] 皮膚・皮下組織の疾患 [32] 白血病、貧血、悪性貧血、その他血液・造血器の疾患 [33] 認知症、アルコールによる精神障害、統合失調症、躁うつ病、ストレス関連障害、睡眠障害、その他精神の疾患 [34] 既障害部位に関係した疾患

LASHIC少額短期保険株式会社 個人情報保護方針

当社は、個人情報の重要性を深く認識し、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」といいます。）、および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「マイナンバー法」といいます。）、その他の関連法令（ガイドラインを含む。）を遵守して、個人情報、特定個人情報および個人番号（以下、「特定個人情報等」といいます。）を適正に取り扱います。

※ 文中の「個人情報」および「個人データ」には特定個人情報等は含まれません。

1. 個人情報、特定個人情報等の取得

- 当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。
- 当社は、マイナンバー法で規定されている個人番号関係事務を処理するために必要な範囲内で、利用目的を明示した上で、特定個人情報等を取得します。

2. 個人情報、特定個人情報の利用目的

- 当社は、取得した個人情報を以下の業務に必要な範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。

保険契約の審査・引受、維持管理、更新／給付金・保険金の支払（損害査定調査）／当社が有する債権の回収／再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求／当社が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施／各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供／当社、グループ企業・提携先企業が取り扱う商品・サービスのご案内／お問合せ・ご依頼等への対応／その他上記に付随する業務ならびにお客様とお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

- 当社は、取得した特定個人情報等を以下の業務に必要な範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。

役員・従業員以外の個人に係る特定個人情報等	保険取引に関する法定調書作成事務／報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務／その他、これらに関連する事務
役員・従業員に係る特定個人情報等	源泉徴収票・支払調書作成事務／雇用保険届出事務／健康保険・厚生年金保険届出事務／労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務／国民年金第3号被保険者の届出事務／その他、これらに関連する事務

3. 個人情報・個人データ、特定個人情報等の第三者への提供

- 当社は、以下の場合を除いて、本人の同意なく第三者に個人情報および個人データを提供しません。

利用目的の達成に必要な範囲内で業務委託先（代理店等を含む）等に提供する場合／再保険の手続きを行う場合／法令等に基づく場合／少額短期保険協会、他の少額短期保険業者および保険会社との間で共同利用を行う場合／グループ企業・提携先企業との間で共同利用を行う場合

- 当社は、マイナンバー法で規定されている個人番号関係事務を処理するために必要な場合またはマイナンバー法で特定個人情報等の提供が特例的に認められるケースを除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

4. 個人データ・特定個人情報等の取り扱いの委託

- 当社は利用目的の範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取り扱いを外部に委託することがあります。その場合、当社は、委託先との間で取り扱いに関する契約を結ぶなど、適切な管理監督を行います。

5. 個人情報の共同利用 ※ 特定個人情報等は含まれません。

- 当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、給付金・保険金のお支払または保険契約の解除、取消もしくは無効を判断するための参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会することがあります。（支払時情報交換制度）
- 当社は、グループ企業・提携先企業が取り扱う商品・サービス等の案内のために、グループ企業・提携先企業との間で、個人データを共同利用することがあります。

個人情報の項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日／個人情報管理責任者：LASHIC少額短期保険株式会社
グループ企業・提携先企業：インフィック株式会社

6. センシティブ情報（特に慎重に取り扱われるべきデリケートな個人情報）の取り扱い

- 当社は、適切な業務運営を確保するために必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供を行います。（なお、センシティブ情報は法令により利用目的が限定されており、その他の目的では利用できません。）

7. 個人情報、特定個人情報等の安全管理

- 当社は、個人情報、特定個人情報等の、漏えい・滅失・き損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、必要な保安対策を講じます。

8. 個人情報保護方針の改訂

- 当社は、法令等の変更や必要に応じて、いつでも事前の予告なく「個人情報保護方針」を改訂することがあります。この場合、当社は最新の「個人情報保護方針」を当社サイト上に掲載いたします。

9. ご相談や苦情の窓口（個人情報および特定個人情報等の通知、開示・訂正・利用停止等）

- 当社の個人情報および特定個人情報等の取り扱い、ならびに安全管理措置に関するご相談、ご照会、または苦情については、下記までご連絡ください。
- 個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求についても、下記までご連絡ください。本人であることを確認させていただいたうえで、所定の方法により手続きを行い、後日、回答します。なお、通知および開示請求については、所定の手数料を申し受けます。

【ご連絡先】LASHIC少額短期保険株式会社 電話番号：03-6712-6436 受付時間：月～金曜日9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項

ご契約のお申し込みに際して、以下の事項について同意していただくことが必要となります。

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為／（2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為／（5）その他前各号に準ずる行為

ほ ど ほ ど の 医 療 保 険

対象となる病気などは限定されません。
**女性特有の疾患も
もちろん保障対象です。**

給付例

44歳・女性

子宮頸部高度異形成（がん化する可能性のある病変。）

3日間入院 + 切除手術

給付金 110,000円（シンプル2型プラン）

入院給付金 + 退院後ケア給付金 + 手術給付金

保険料例

シンプル2型プラン

入院日額1万円・退院後ケア2万円・手術給付金6万円

45～49歳女性 2,000円（月払）

骨折はどの年代でも生じますが、とくに
**更年期以降の女性は人によって
骨折しやすくなります。**

給付例

67歳・女性

とうこつ えんいたん

橈骨遠位端骨折（高齢期に生じやすい骨折です。）

9日間入院 + 接合手術

給付金 85,000円（シンプル1型プラン）

入院給付金 + 退院後ケア給付金 + 手術給付金

保険料例

シンプル1型プラン

入院日額5千円・退院後ケア1万円・手術給付金3万円

65～69歳女性 2,400円（月払）

「少額短期保険」は

少額短期保険は一般の保険会社と比べて参入要件が緩和された新しい保険業のカテゴリーです。

株式投資等による資金運用が実質的に禁じられているほか、たとえば医療保険分野の保障については「保険金のお支払額は

80万円まで」（＝少額）で、「契約期間は1年間まで」（＝短期）の契約に制限されています。このことで「保険会社の背負うリスク」が抑えられています。

お客様の保険料を長期間預かって運用しないため、金利や株式市場の影響を受けにくくなっています。